

全科実例による社会保険

# 歯科診療

令和5年4月版

歯科保険研究会 編

医歯薬出版株式会社



# 歯科診療報酬点数早見表

注：( ) の点数は6歳未満の乳幼児もしくは著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数

	歯科疾患管理料を算定した場合 再度の初診は治療終了後2カ月以降	外来環1*	医療情報・システム基盤 整備体制充実加算	時間外 休日・深夜を除く 標準時間外	休日 日曜・祝日 12/29~1/3	深夜 午後10時~ 午前6時	*印は施設基準届 出あり 〈 〉内の点数は令 和5年12月31日 までに限り算定可 *電子的保健医療情 報活用加算は廃止
初診	歯科初診料※.....264 歯科初診料(未届の場合).....240	+23	加算1 +4 〈+6〉 加算2 +2	+85	+250	+480	
再診	歯科再診料※.....56 歯科再診料(未届の場合)....44	明細+1 +3	〈加算3 +2〉	+65	+190	+420	

	乳	乳 時間外	乳 休日	乳 深夜	特	乳+特	特導	乳+特導	特連※	特地
	6歳未満	乳幼児における時間外, 休日, 深夜の診療			著しく治療が困難な者		治療環境に円滑に適応できるようにする		特連医療機関	特連を除く歯科診療所
初診	+40	+125	+290	+620	+175	+215	+250	+290	+150	+100
再診	+10	+75	+200	+530	+175	+185				

※印は算定に文書による情報提供が必要な場合	
<b>医学管理</b> 歯科疾患管理料(歯管).....100 (初診月は80/100の算定) 文書提供加算.....+10 長期管理加算(初診月から起算して6月を超えた場合) かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所.....+120 上記以外.....+100 エナメル質初期う蝕管理加算 (かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所).....+260 洗口指導加算*(4歳以上16歳未満, 修復終了後).....+40 注) う蝕多発傾向者が対象 総合医療管理加算.....+50 口腔機能管理料*.....100 小児口腔機能管理料*.....100 歯科衛生実地指導料1*(月1回, 15分以上).....80 歯科衛生実地指導料2*(月1回, 15分以上または合計15分以上).....100 (歯科診療特別対応連携施設・地域歯科診療支援病院) 周術期等口腔機能管理計画策定料*.....300 (手術等に係る一連の治療中1回) 周術期等口腔機能管理料(I)* 手術前(1回に限り).....280 手術後(3月以内, 計3回まで).....190 周術期等口腔機能管理料(II)* 手術前(1回に限り).....500 手術後(3月以内, 月2回まで).....300	周術期等口腔機能管理料(III)* (放射線治療, 化学療法(予定患者含)または緩和ケアを受ける患者)(月1回).....200 歯周病患者画像活用指導料.....10 2枚目から1枚につき(1回につき5枚限り).....+10 新製有床義歯管理料*(装着月1回に限る) 困難.....230 上記以外.....190 診療情報提供料(I)*.....250 歯科診療が困難な者または歯科訪問診療料算定患者を, 以下に紹介した場合の加算.....+100 ( 歯科診療特別対応連携施設, 地域歯科診療支援病院, 医科保険医療機関, 指定居宅介護支援事業者 ) 歯科診療特別対応連携施設または地域歯科診療支援病院が歯科診療実施保険.....+100 医療機関に紹介した場合の加算 診療情報提供料(II)*.....500 連携強化診療情報提供料*.....150 診療情報連携共有料*(医科との連携).....120 歯科特定疾患療養管理料(月2回まで).....170 共同療養指導計画加算*.....+100 歯科治療時医療管理料(1日につき).....45 退院時共同指導料I*(在宅療養支援歯科診療所1, 2)(1回のみ).....900 (上記以外の歯科診療所)(1回のみ).....500 特別管理指導加算.....+200 薬剤情報提供料*(月1回, 処方内容変更の場合はその都度).....10 患者の求めに応じて手帳に記載した場合.....+3

<b>画像診断</b>	<b>単純撮影(I)</b> (フィルム料含む) ( )の点数は一連症状確認		<b>単純撮影(II)</b> (スタタスエックス2等)(フィルム料含む)				<b>パノラマ断層撮影</b> (フィルム料含む)				時間外緊急院内 画像診断加算 (1日につき)  (時間外 休日 深夜).....+110
	標準型.....48 (38) 小児型.....47 (37), 48 (38) 咬合型.....58 (48) 咬翼型.....59 (49) 全顎10枚法.....439 全顎14枚法.....451 3歳未満の乳幼児には撮影料50/100加算 3歳以上6歳未満の幼児には撮影料30/100加算		標準型.....48 (38) スタタスエックス2.....154 (カビネ使用)1枚 注) フィルムの算定については, 使用フィルムと 四ツ切フィルムとの面積比により算定する。		四ツ切.....311 オルソパントモ型.....(小) 317・(大) 315 [3歳以上6歳未満.....(小) 372・(大) 370]						
	フィルム料(6歳未満1.1倍)	標準型 2.9 咬翼型 4.0	四ツ切 6.2	小児型 2.3 3.1	咬合型 2.7	カビネ 3.8	オルソパントモ型 (小) 12.0 (大) 10.3				
<b>デジタル撮影</b>	電子画像管理加算(フィルム料なし)	エックス線 10 パノラマ 95	部分 パノラマ 10	歯 CT 120 その他 60	「電」58 「パ電」402 (48)	「部パ電」58 (48)	「CT電」1,170 (1,170)	「他電」213 (171)			

令和5年4月1日実施

赤字は「全科実例による社会保険歯科診療 令和4年4月版」発行以降の改定部分

(日本歯科医師会「社会保険歯科診療報酬点数早見表」を参考に作成)

# 令和5年4月からの 歯科診療報酬上の特例措置と 関連の動向

## 1 はじめに（医療DXと保険証の原則廃止）

### 1) 健康保険証の見直しの動き

2020年4月改定以降、新規の歯科材料導入に伴う技術評価やCOVID-19による新興感染症の蔓延等により、歯科診療報酬の改定が頻繁に行われるようになってきました。

一方、政府のIT化が進むなか、オンライン資格確認が推進されつつあるとともに、令和4年の経済財政の基本方針（いわゆる骨太方針）では、健康保険証を原則廃止し、マイナンバーカードによる保険証利用が進むように支援措置を見直すとの提言がなされています（図1）。これを受け、2023年4月からの歯科診療報酬上の特例措置が行われることとなりました。

### 2) オンライン資格確認の概要

現状では、マイナンバーカードを保険証として利用する取組みは普及途上ですが、マイナンバーカードを保険証として用いた場合の概要は図2に示すとおりで、今後、オンラインでの資格確認だけではなく、患者の薬剤履歴や特定健診を受けている場合の検査結果の共有が、医療現場でなされるようになって考えられています。

#### 第4章 中長期の経済財政運営 2. 持続可能な社会保障制度の構築

（社会保障分野における経済・財政一体改革の強化・推進）

医療・介護費の適正化を進めるとともに、医療・介護分野でのDXを含む技術革新を通じたサービスの効率化・質の向上を図るため、デジタルヘルスの活性化に向けた関連サービスの認証制度や評価指針による質の見える化やイノベーション等を進め、同時にデータヘルス改革に関する工程表の通りPHRの推進等改革を着実に実行する。オンライン資格確認について、保険医療機関・薬局に、2023年4月から導入を原則として義務付けるとともに、導入が進み、患者によるマイナンバーカードの保険証利用が進むよう、関連する支援等の措置を見直す<sup>※1</sup>。2024年度中を目途に保険者による保険証発行の選択制の導入を目指し、さらにオンライン資格確認の導入状況等を踏まえ、保険証の原則廃止<sup>※2</sup>を目指す。「全国医療情報プラットフォーム<sup>※3</sup>の創設」、「電子カルテ情報の標準化等」及び「診療報酬改定DX<sup>※4</sup>」の取組を行政と関係業界<sup>※5</sup>が一丸となって進めるとともに、医療情報の利活用について法制上の措置等を講ずる。そのため、政府に総理を本部長とし関係閣僚により構成される「医療DX推進本部（仮称）」を設置する。経営実態の透明化の観点から、医療法人・介護サービス事業者の経営状況に関する全国的な電子開示システム等を整備するとともに、処遇改善を進めるに際して費用の見える化などの促進策を講ずる。医療・介護サービスの生産性向上を図るため、タスク・シフティングや経営の大規模化・協働化を推進する。加えて、医療DXの推進を図るため、オンライン診療の活用を促進するとともに、AIホスピタルの推進及び実装に向け取り組む。

※1 診療報酬上の加算の取扱いについては、中央社会保険医療協議会において検討。

※2 加入者から申請があれば保険証は交付される。

※3 オンライン資格確認等システムのネットワークを拡充し、レセプト・特定健診等情報に加え、予防接種、電子処方箋情報、自治体検診情報、電子カルテ等の医療（介護を含む）全般にわたる情報について共有・交換できる全国的なプラットフォームをいう。

※4 デジタル時代に対応した診療報酬やその改定に関する作業を大幅に効率化し、システムエンジニアの有効活用や費用の低廉化を目指すことをいう。これにより、医療保険制度全体の運営コスト削減につなげることが求められている。

※5 医療界、医学界、産業界をいう。

図1 経済財政運営と改革の基本方針2022（出典：第152回社会保障審議会医療保険部会資料）  
—健康保険証の廃止をはじめ医療DXの推進が提言—

## 1

# 令和4～5年 歯科用金属関連請求点数の推移

令和5年4月における歯科用貴金属価格の随時改定では、歯科鑄造用金銀パラジウム合金、歯科用金銀パラジウム合金ろうの告示価格が引き下げとなる。これはパラジウムの値下がりに大きく起因し、令和4年11月以降3か月間の平均素材価格が下降したため、昨年5月の歯科用金属価格の緊急改定時の水準に近似することとなった。一方、14K、銀合金の告示価格は引き上げとなっている。

以下に、昨年4月からの歯科用貴金属告示価格を示す。

歯科用貴金属価格の随時改定について

	告示価格（円）					
	令和5年		令和4年			
	4月 随時改定	1月 随時改定	10月 随時改定	7月 随時改定	5月 緊急改定	4月 診療報酬改定
2 歯科鑄造用14カラット金合金インレー用（JIS適合品）	6,596	6,512	6,493	6,569	6,019	5,607
3 歯科鑄造用14カラット金合金鉤用（JIS適合品）	6,579	6,495	6,476	6,552	6,002	5,590
4 歯科用14カラット金合金鉤用線（金58.33%以上）	6,729	6,645	6,626	6,702	6,152	5,740
5 歯科用14カラット合金用金ろう（JIS適合品）	6,556	6,472	6,543	6,529	5,979	5,567
6 歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上JIS適合品）	3,391	3,711	3,481	3,715	3,413	3,149
10 歯科用金銀パラジウム合金ろう（金15%以上JIS適合品）	3,994	4,226	4,052	4,235	3,952	3,706
11 歯科鑄造用銀合金第1種（銀60%以上インジウム5%未満JIS適合品）	151	144	145	152	145	143
12 歯科鑄造用銀合金第2種（銀60%以上インジウム5%以上JIS適合品）	184	177	178	185	178	176
13 歯科用銀ろう（JIS適合品）	269	265	265	269	265	261

※1 各項目は1g当たりの価格

※2 1, 7, 8, 9, 14, 15は削除済みの項目

※3 随時改定：令和4年4月より、変動率によらず、診療報酬改定時以外に1月、4月、7月、10月に告示価格の改正を実施  
緊急改定：ウクライナ情勢下における歯科用貴金属の素材価格の高騰に対する対応として、特例的に告示価格の改正を実施

# 3

## 令和5年

# 診療報酬上の特例措置等について

(中医協資料をもとに作成)

## 1. 医療DXの基盤となるオンライン資格確認導入 および経過措置について

### ●基本的な考え方

オンライン資格確認は、患者の医療情報を有効に活用して、安心・安全でよりよい医療を提供していくための医療DXの基盤となるものであることを踏まえ、令和5年4月からの導入を原則として義務付けられるものです。ただし、令和4年度末時点でやむを得ない事情がある保険医療機関については、期限付きでの経過措置等が設けられることとなりました。

### ●具体的な内容

#### ①保険医療機関及び保険医療養担当規則（療担規則）の改正

- ①保険医療機関は、患者の受給資格を確認する際、患者がマイナンバーカードを健康保険証として利用するオンライン資格確認による確認を求めた場合は、オンライン資格確認によって受給資格の確認を行わなければならないこととする。
- ②現在、紙レセプトでの請求が認められている保険医療機関・保険薬局については、オンライン資格確認導入の原則義務付けの例外とする。
- ③保険医療機関（②の保険医療機関を除く）は、患者がマイナンバーカードを健康保険証として利用するオンライン資格確認による確認を求めた場合に対応できるよう、あらかじめ必要な体制を整備しなければならないこととする。
- ④ただし、上記①～③は、下表の左欄に係る保険医療機関であって、あらかじめその旨を電磁的記録に記録し電子情報処理組織を使用して提出する方法その他の適切な方法により地方厚生局長等に届け出たものについては、同表右欄に掲げる期間において適用しないこととする。

(1) 患者がオンライン資格確認によって療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができる体制の整備に係る事業を行う者との間で当該体制の整備に係る契約（令和5年2月28日までに締結されたものに限る）を締結している保険医療機関であって、当該事業者による当該体制の整備に係る作業が完了していないもの	左欄の体制の整備に係る作業が完了する日または令和5年9月末のいずれか早い日までの間
(2) オンライン資格確認に必要な電気通信回線（光回線に限る）が整備されていない保険医療機関	左欄の電気通信回線が整備された日から6か月後までの間
(3) 居宅における療養上の管理およびその療養に伴う世話その他の看護のみを行う保険医療機関	居宅における療養上の管理およびその療養に伴う世話その他の看護のみを行う場合にあって患者がオンライン資格確認によって療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができる仕組みの運用が開始されるまでの間
(4) 改築の工事中である施設または臨時の施設において診療を行っている保険医療機関	当該改築の工事中である施設または臨時の施設において診療を行っている間
(5) 廃止または休止に関する計画を定めている保険医療機関	廃止または休止するまでの間

## B 通信画像情報活用加算 (患者の入院による訪問延期) (歯援診 1)

カルテ傷病名

レセプト傷病名

7+7, 7-4|4-7 欠損 (義歯不適合) 7+7 MT (FD フテキ) 7-4|4-7 MT (PD フテキ)

●脳血管障害のため左半身に麻痺あり。要介護未認定

月日	部位	治療内容	点数	負担金
4/19		訪問診療 1 14:20~14:45	1,100	
		歯科衛生士同行		
		訪補助イ (1) (DH ●●)	115	
	7+7 7-4 4-7	歯リハ 1 (1) (義歯削合, 義歯の清掃方法について指導)	124	
		エンジンによる調整		
		訪衛指 1 14:45~15:10 (指導内容文書提供)	360	
		指示内容: プラークの害とブラッシングの方法について説明し, 歯ブラシの動かし方を実地指導		
4/27		訪衛指 1 (歯科衛生士単独) 14:00~14:20	360	
		指導内容: 義歯の清掃状態と清掃方法について (指導内容文書提供)		
		情報通信機器を利用して患者の口腔内の状態を確認。76 床下粘膜に発赤を認める。次回訪問予定: 5月8日		
		実日数 1日	計2,059点	

●基礎疾患の病状悪化のため5月4日に入院 (訪問できず)。6月30日退院

月日	部位	治療内容	点数	負担金
7/24		訪問診療 1 14:00~14:45	1,100	
		通信画像情報活用加算 (4月27日に情報通信機器を利用して患者の口腔内状態を確認)	30	
		歯科衛生士同行		
		訪補助イ (1) (DH ●●)	115	
	7+7 7-4 4-7	歯リハ 1 (1) (義歯 76 部削合調整。義歯の清掃方法について家族に改めて指導)	124	
		訪衛指 1 14:45~15:20 (指導内容文書提供)	360	
		指導内容: 麻痺症状の増悪に伴う清掃不良部位, 義歯の清掃状態と清掃方法について (指導内容文書提供)		
		実日数 1日	計1,729点	

Q 歯科訪問診療料の注 16 に規定する通信画像情報活用加算について、訪問歯科衛生指導の実施時に当該保険医療機関の歯科医師が情報通信機器を用いて患者の口腔内の状態等を観察した日以降に、やむを得ず当該患者が入院した場合は、当該加算の算定についてどのように考えればよいか。

A 当該観察日から6月以内に限り、算定できる。ただし、診療報酬明細書の「摘要」欄にその旨を記載すること。

(令和4年疑義解釈その1 問4)

Q 歯科訪問診療料の留意事項通知 (43) において、「リアルタイムで口腔内の画像を撮影できる装置を用いて」とあるが、歯科用口腔内カメラおよび歯科診断用口腔内カメラは「リアルタイムで口腔内の画像を撮影できる装置」に該当するか。

A 歯科医師がリアルタイムでビデオ画像を観察できるものであれば、該当する。

(令和4年疑義解釈その1 問5)

Q 歯科訪問診療料の注 16 に規定する通信画像情報活用加算について、「過去2月以内に訪問歯科衛生指導料を算定した患者」とあるが、訪問歯科衛生指導料を算定する口腔内を観察した日から起算して2月以内であれば算定可能か。

A 算定可。

(令和4年疑義解釈その1 問6)